

共同住宅に係る各戸検針および水道料金等の徴収に関する契約書

福井市上下水道事業管理者 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、次の条項により、別記の中高層共同住宅に係る各戸検針、水道料金および下水道使用料 (以下「水道料金等」という。) の徴収に関する業務について契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(各戸メーターの検針)

第2条 甲は、甲が設置する水道メーター (以下「市メーター」という。) と、私設水道メーター (以下「各戸メーター」という。) を検針し、その使用量を算定する。ただし、各戸メーターの異常、集中検針装置の故障その他の理由により使用水量が明確でないときは、甲の定めにより認定する。

(水道料金等の徴収)

第3条 甲は、各戸メーターの使用水量に応じて水道料金等を算定し、各戸水道使用者から徴収する。ただし、各戸メーターの異常、集中検針装置の故障その他の理由により使用水量を算定しがたい場合は、市メーターに準じて使用量を認定するものとする。

2 市メーターの使用水量から各戸メーター等の使用水量の総和を差し引いた差 (以下「差水量」という。) が、市メーターの使用水量の8パーセントを超えたときは、その超えた水量を共同負担分の水道料金等として算出し、申請者又は管理責任者から徴収するものとする。

(水道料金等の納入方法)

第4条 水道料金の納入は、原則として甲が指定した出納取扱金融機関等での口座振替によるものとし、申込書は上下水道局へ一括して提出すること。

(各戸水道使用者の取扱)

第5条 各戸水道使用者については、給水申込みから検針、調定、収納、滞納整理、給水停止まで福井市水道給水条例の規定による。

(管理責任者の選任)

第6条 乙は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理させるため、管理責任者を選任し甲に届出なければならない。

2 乙と管理責任者は、この契約書に定められた債務を連帯して負う。

(乙および管理責任者の取扱事務等)

第7条 乙および管理責任者は、次の事項に定める事務を取扱い、甲に積極的に協力する義務を負う。

- (1) 水道料金等の納入に関すること。
- (2) 共同栓に関する水道料金等の納入に関すること。
- (3) 各戸水道使用者から各戸メーターの検針および水道料金等に苦情がある場合は、その解決に関すること。
- (4) 各戸水道使用者の間に発生した紛争の解決に関すること。
- (5) その他、甲の事務の円滑な実施に必要な事項の取り次ぎ等に関すること。

(導水装置等の維持管理責任)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を行なうものとする。

- (1) 受水槽以下の導水設備の維持管理および水質保全を責任を持って行なうこと。
- (2) 受水槽以下の設備の維持管理を怠り、漏水が生じた場合の水道料金等は給水条例第35条に従う。
- (3) 受水槽以下の設備に接続する各戸メーターを、計量法の規定に基づく検定に合格したものとする。
- (4) 各戸メーターを検定有効期間8年以内に、集中検針装置は検定有効期間16年以内に取替えること。
- (5) 各戸メーターの異常や故障が発見されたときは、甲の指示により速やかに取替えること。
- (6) 各戸メーターは遠隔指示式水道メーターによる集中検針方式であり、設置する集中検針装置を維持管理し、支障が生じた場合は速やかに取替えること。
- (7) 各戸メーターを常に清潔に保存し、設置場所に検針の支障となる物件を設置しないこと。
- (8) オートロック施錠の共同住宅の場合は、暗証番号を甲へ届出することとし、その他施錠式のものは検針に支障がない方法を講じること。
- (9) 前各号に要する費用を一切負担すること。

(改善命令)

第9条 甲は、受水槽以下の設備を検査し、乙に改善命令をすることができ、乙は、その改善命令に従わなければならない。

(水道料金等未納の場合の措置等)

第10条 乙および管理責任者は、各戸水道使用者が甲の定める納入期限までに水道料金等を納入しない場合は、当該水道使用者に対し納入に関する督促をしなければならない。

- 2 甲は、前項の規定にもかかわらず水道料金等の滞納が生じたときは、当該水道使用者に対して給水停止処分することができる。この場合、当該水道使用者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(契約内容の周知)

第11条 乙は、契約内容その他必要事項について、管理責任者および各戸水道使用者に対して周知徹底し、問題が生じたときは責任を持って解決に努めるものとする。

(乙の届出義務)

第12条 乙は、次の各号に該当する場合は、速やかに甲に届出しなければならない。

- (1) 管理責任者に変更があったとき。
- (2) 各戸水道使用者に移動が生じたとき。
- (3) 消火栓を使用するとき。
- (4) 受水槽以下の設備の増設、改造、撤去、および更正工事を施工するとき。
- (5) 受水槽を清掃するとき。
- (6) 各戸メーター、集中検針装置を取替えるとき。

(権利義務の承継)

第13条 乙は、申請者の資格を失った場合、甲に届出てその地位を当該共同住宅に係る正当な申請資格者に対し承継させることができる。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が契約の条項に違反し、勧告してもなおそれが是正されないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わない。

(規定の適用)

第15条 この契約に定めるもののほか、福井市水道給水条例、福井市水道給水条例施行規程、福井市公共下水道条例及び、福井市流域公共下水道条例の定めるところによる。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約期間)

第17条 この契約の有効期間は、契約を締結した日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに更新について異議の申立てがないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

契約締結を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福井市大手 3 丁目 1 3 番 1 号
福井市上下水道事業管理者

乙

給 水 施 設 住 所	建 物 名 称	親メーター番号	戸 数